

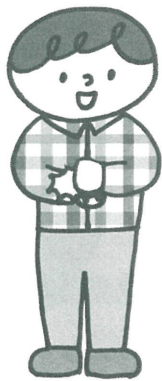
まちづくりのルール

今井町では、美しい歴史的町並み景観を守るためのルールを定めています。

保存地区内の特定物件は、個人の財産であると同時に貴重な文化財であり、条例等により様々な規制を設けています。そのため、所有者が修理や改修などを実施する際に、自由に変更できない場合があります。また、新築や増改築の際にも、伝統的町並みと調和しなければなりません。

このような規制がある一方で、補助金制度や固定資産税の優遇措置、建築基準法の規制の一部緩和など、町並みを守るために所有者を支援する制度も設けています。

今井町内にある物件の増改築や修理、購入を計画する場合は、事前にこれらの制度をしっかりと把握することが重要です。



ルールがあるから
きれいな町並みが
残っているのね



現状変更行為許可申請について

今井町の保存地区内で、町並み景観を変更する、以下に掲げる行為を実施する場合には、事前に申請を行って許可を受ける必要があります。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て

橿原市伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項より

こんなときに許可が必要です



町並みとの調和を図る「修景に関する基準」に適合する必要があります。



- ・伝統的建造物の復原修理
- ・屋根の修理
- ・外壁の塗装
- ・漆喰の補修
- ・建具の取り替え など

※原則、道路から望見できる部分に限ります。



伝統的建造物に指定された物件は、原則解体することができません。



原則、木製にしてください。
色彩等も町並みと調和する必要があります。

許可が不要の場合

以下の行為については、現状変更行為許可を受けることなく実施することができます。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築等
 - ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転
 - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの設置、増設、改築、移転又は除却
- (3) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 森林病虫害防除等のための木竹の伐採
 - エ 自家の生活の用に供するために必要な木竹の伐採
 - オ 仮植した木竹の伐採
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行
 - イ 奈良県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

橿原市伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第2項より